

「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する
法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」の概要

令和3年12月
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

1 背景

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則（平成29年内閣府令第41号）において、衛星リモートセンシング装置（以下「衛星リモセン装置」という。）の使用に関する許可を受けようとする者は、衛星リモセン装置ごとに申請書を作成し、申請することとしている。

本府令案は、衛星コンステレーションを構成する場合において、複数の衛星リモセン装置をまとめて申請できるよう手続の簡素化を図るための所要の措置を講ずるものである。

2 主な改正内容

- （1）「コンステレーション衛星リモートセンシング装置」の用語の定義を規定。
- （2）「コンステレーション衛星リモートセンシング装置」に該当する場合、複数の衛星リモセン装置を1つの申請書にまとめて記載し、申請できるよう様式を規定。
等

3 今後の予定

公布：令和4年1月下旬～2月上旬

施行：公布の日